

様式第3（第12条、第122条、第126条関係）（昭47通産令137・全改、平6通産令47・平18  
 経産令8・平21経産令37・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

収 支 に 関 す る 調 書

許可番号
提出年月日

住 所  
 名 称  
 代表者の氏名

（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位 千円）

科 目	金 額			備 考
A 経常収益				
1 純 売 上 高		×××		
2 割賦未実現利益繰入又は戻入		×××		
3 前払式特定取引未実現利益繰入 又は戻入		×××		
4 営 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息	×××			
(2) 有 価 証 券 利 息	×××			
(3) 受 取 配 当 金	×××			
(4) その他の営業外収益	×××	×××	×××	
B 経常費用				
1 売 上 原 価		×××		
2 販売費及び一般管理費		×××		
3 営 業 外 費 用				
(1) 支払利息及び割引料	×××			
(2) その他の営業外費用	×××	×××	×××	
経常収益の額から経常費用の額を控除 した額 (A - B)			×××	
経 常 収 支 率 ( $\frac{A}{B} \times 100$ )		×××		

(注) 前払式割賦販売又は前払式特定取引に係る繰延費用当期増加額 × × × 千

円同当期減少額×××千円である。

(備考)

- 1 経常収益及び経常費用の計算には、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、これを除外すること。
- 2 割賦販売又は前払式特定取引に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している場合には、その当期増加額は、割賦未実現利益繰入又は前払式特定取引未実現利益繰入としてこれを経常収益から控除し、当期減少額は、割賦未実現利益戻入又は前払式特定取引未実現利益戻入としてこれを経常収益に加えて計算すること。
- 3 前払式割賦販売又は前払式特定取引に係る繰延費用を貸借対照表の資産の部に計上している場合には、その繰延費用の当期増加額及び当期減少額をそれぞれ区分して、注記欄に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。